

## 教員の研究活動における不正行為について

大阪工業大学専門職大学院知的財産研究科平松幸男教授ならびに元大学院生が、所属する学会（電子情報通信学会）に投稿して公表した「技術報告」の掲載に不適切な点があったので、学内に調査委員会を設置し、研究活動の調査、確認を行った。その概要、結果、再発防止策などは、次のとおりである。

### I. 経緯・概要（発覚の時期及び契機）

2012（平成24）年6月16日、理事長に対して、「大阪工業大学専門職大学院知的財産研究科の教授が当時の大学院生との共著で公表した「技術報告」に自分の論文等の一部が剽窃されている」との指摘があった。

問題とされている技術報告は、次のとおりである。

- 「通信・放送融合における著作権問題—裁判例と各国の比較から導く日本著作権法のありかた—」電子情報通信学会信学技報、2012年3月
- 「IPTV サービスにおける著作権問題—デジタル映像コンテンツの流通促進に向けて—」電子情報通信学会信学技報、2012年5月

### II. 調査

#### 1. 調査体制

事実確認をするため、2012（平成24）年7月20日付けで学長諮問機関として調査委員会を設置した。

#### 2. 調査内容

##### (1) 調査期間

2012（平成24）年7月20日～2015（平成27）年4月30日

##### (2) 調査方法・手順

技術報告の記載経緯を把握するため、該当教員に対して事情聴取を実施するとともに、2編の技術報告の指摘者の論文や指摘者が引用した原著論文についても確認するなどして調査を行った。

##### (3) 調査委員の構成

調査委員会は次の者で組織した（調査期間内において、人事異動等により委員の一部は変更しており、直近の委員のみ掲載）。

- 委員長 益山新樹（大阪工業大学教務部長・工学部応用化学学科教授）
- 委員 岩本章吾（大阪工業大学知的財産学部知的財産学科教授）
- 委員 上久保敏（大阪工業大学工学部総合人間学系教室教授）
- 委員 塚本勝俊（大阪工業大学情報科学部情報ネットワーク学科教授）
- 委員 生駒正文（吉備国際大学大学院知的財産研究科長）
- 委員 上田和徳（大阪工業大学学長室長）

- 委員 宇川幹夫（大阪工業大学企画課長）  
委員 森本芳弘（大阪工業大学知的財産学部事務室長）  
委員 岸下隆雄（学校法人常翔学園渉外課長）

### Ⅲ. 調査結果（結論）

調査委員会では、兩名の当該技術報告について、論文の剽窃とまでは言えないものの、他人の論文を自己の技術報告に引用することに際して、出所を明示することに不適切なところがあったと認定した。

### Ⅳ. 措置

調査委員会は、調査結果を学長に報告した。学長はその内容を理事長に報告し、理事長は懲戒委員会を設けて厳正に対処することとし、2015（平成27）年5月26日開催の理事会で平松幸男教授の懲戒処分を決定した。また、元大学院生については、知的財産研究科長から嚴重注意することとした。

### Ⅴ. 再発防止策

大阪工業大学関係者に対してコンプライアンス教育を次のとおり実施することとした。

① 研究者（教員）に対して

2015（平成27）年4月から、CITI Japan(e-learning)を活用した倫理教育を実施することとした。

② 学生に対して

2015（平成27）年4月から、「論文・レポート作成等における遵守事項について」を配布して教育を行うこととした。

### Ⅵ. 参考

今般のことについては、東京地方裁判所において審理が進められ、2015（平成27）年3月27日に共著者の2名に対して氏名表示権侵害を認定する判決が下されています。

以 上